



第6次

ひがしまつやま共生プラン

令和8年度 ～ 令和14年度
(2026) (2032)

- ・ 東松山市男女共同参画基本計画
- ・ 東松山市女性活躍推進計画
- ・ 東松山市DV防止基本計画
- ・ 東松山市困難女性支援基本計画

東松山市

ひがしまつやま共生プランの 策定にあたって



本市では、これまで5次にわたり「ひがしまつやま共生プラン」を策定し、男女共同参画に係る様々な取組を行なってまいりました。

この度、「第5次ひがしまつやま共生プラン」が計画期間の満了を迎えることから、これまでのプランの内容を継承しながら「第6次ひがしまつやま共生プラン」を策定いたしました。

本プランでは、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「東松山市困難女性支援基本計画」を新たに位置付けております。性別にとらわれることなく、だれもが自分らしく活躍できるまちを実現するために、本プランを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた東松山市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、男女共同参画に関するアンケート調査、パブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました皆様方に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

東松山市長 森田 光一

もくじ

第1章 プランの概要

- (1) プラン策定の趣旨 1
- (2) プランの位置づけ 2
- (3) プランの期間 2

第2章 プランの基本的な考え方

- (1) プランの基本理念 3
- (2) プランの基本目標 3
- (3) プランの体系 4

第3章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

- (1) 男女の共同参画意識の啓発 6
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 8
- (3) 男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進 9

基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

～東松山市女性活躍推進計画～

- (4) 働く場における男女共同参画の推進 11
- (5) 子育てと介護への支援 13
- (6) 生涯を通じた男女の健康支援 15

基本目標Ⅲ 男女共同参画の施策の推進と体制づくり

- (7) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進 . . . 16
- (8) 地域社会における男女共同参画の推進 17
- (9) 男女共同参画推進体制の整備 18

基本目標Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり

～東松山市DV防止基本計画～

- (10) あらゆる暴力の根絶 20
- (11) 安心して相談できる体制づくり 21
- (12) 自立への支援 22

基本目標Ⅴ 困難な問題を抱える女性への支援体制づくり

～東松山市困難女性支援基本計画～

- (13) 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援 . . 24

第4章 プランの推進体制と進行管理

(1) プランの推進体制	25
(2) プランの進行管理	25
(3) 推進指標	26

資料編

1 男女共同参画をめぐる動き	27
2 関係法令	29
3 プランの策定経過	65
東松山市男女共同参画審議会委員名簿	66

第1章 プランの概要

(1) プラン策定の趣旨

男女共同参画社会基本法は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成促進に関する施策を推進することとしています。

本市では、平成9年に「ひがしまつやま共生プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策に取り組んできましたが、令和6年度に実施した「東松山市男女共同参画に関するアンケート調査」では、依然として固定的な性別役割分担意識や様々な分野における男女の不平等感が残っている状況がうかがえます。

また、少子高齢化の進展や生活様式の多様化など社会情勢が変化するなかで、女性だけでなく男性にとっても、多様な生き方を可能にする環境づくりは、より一層重要になっています。

こうした状況に対応し、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、「第6次ひがしまつやま共生プラン」を策定しました。

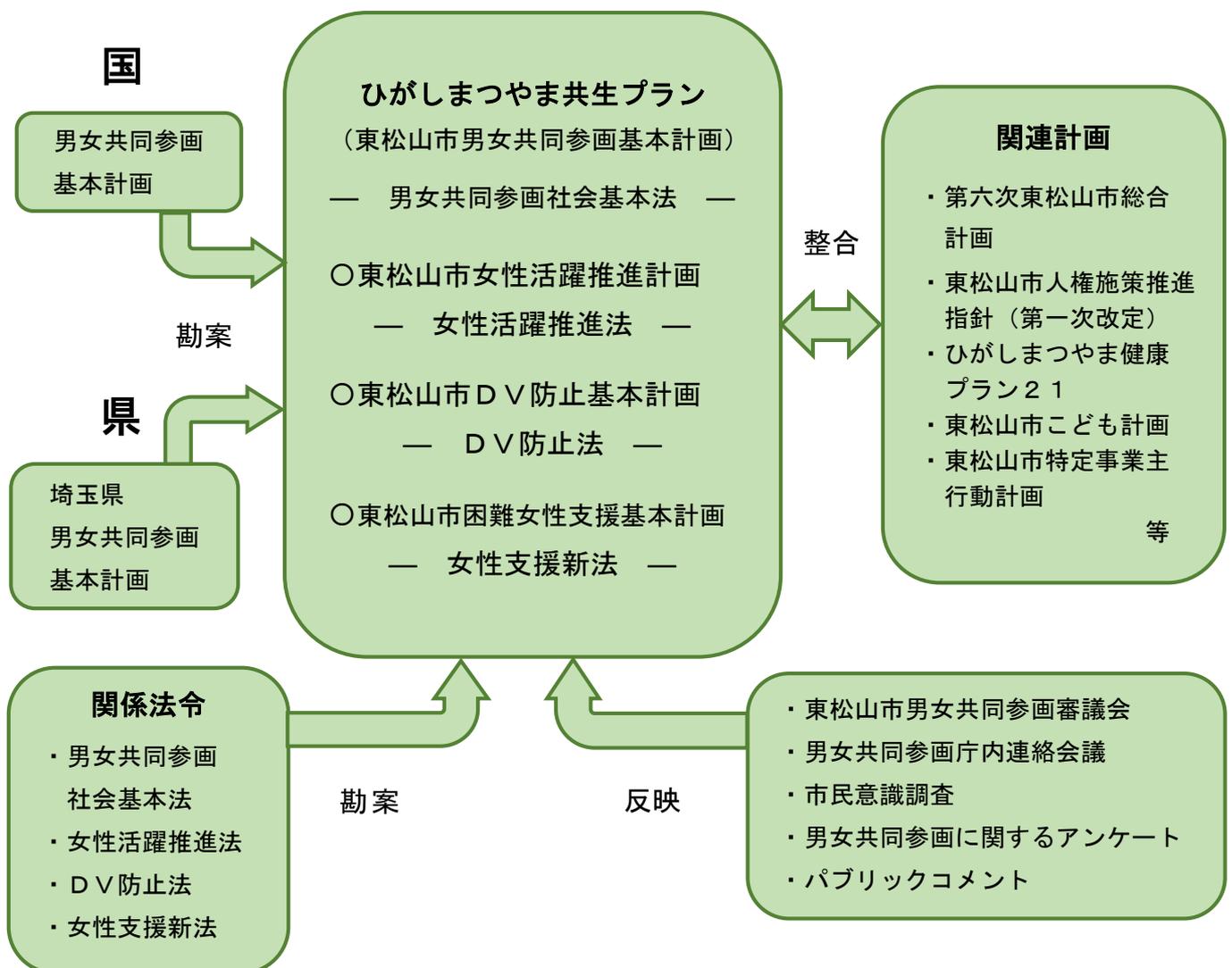
【策定経過】

平成9年10月	ひと ひと 女と男ともに支え合おう ひがしまつやま共生プラン
平成15年4月	第二次ひがしまつやま共生プラン みんな生き生き 共に支え合い
平成21年3月	第三次ひがしまつやま共生プラン
平成27年3月	第4次ひがしまつやま共生プラン
令和3年3月	第5次ひがしまつやま共生プラン
令和8年3月	第6次ひがしまつやま共生プラン

(2) プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び東松山市男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものです。

このプランのうち基本目標Ⅱは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき「東松山市女性活躍推進計画」として、基本目標Ⅳは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づき「東松山市DV防止基本計画」として、基本目標Ⅴは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づき「東松山市困難女性支援基本計画」として策定したものです。



(3) プランの期間

このプランの期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間です。
なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 プランの基本的な考え方

(1) プランの基本理念 東松山市男女共同参画推進条例第3条から要約

男女共同参画の推進は、

- 1 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保される等、男女の人権が尊重されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行をなくすよう努め、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮すること。
- 3 市の施策・事業者等の方針の決定等に男女が共同して参画する機会が確保されること。
- 4 家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画できるように配慮すること。
- 5 男女が対等な関係のもとに互いの性を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営めること。
- 6 国際社会での動向を十分理解して行われること。

(2) プランの基本目標

次の5つを計画の基本目標としました。

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

広報活動等の充実により、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進します。

基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

男女が共に職業生活及び家庭生活を両立し、能力を発揮することができるよう、支援を行います。

基本目標Ⅲ 男女共同参画の施策の推進と体制づくり

家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的に改善します。

基本目標Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり

ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止に努めるとともに、DVの被害を受けた人に対し、必要に応じた支援を行います。

基本目標Ⅴ 困難な問題を抱える女性への支援体制づくり

困難な問題を抱える女性(※)に対し、相談支援体制を強化し、寄り添った支援を行います。

※「困難な問題を抱える女性」とは、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)をいう。

(3) プランの体系

基本目標	主要課題	施策	
I 男女の人権を尊重する意識づくり	(1)男女の共同参画意識の啓発	① 意識啓発活動の推進	
		② 男女共同参画に関する情報の収集と提供	
	(2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	① 学校教育における男女共同参画の推進	
		② 家庭や地域における教育・学習機会の提供	
	(3)男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進	① 外国における課題と取組の理解促進	
		② 国際交流・支援の推進	
II 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり ～東松山市 女性活躍推進計画～	(4)働く場における男女共同参画の推進	① 雇用機会の均等と公平な待遇の確保及び各種ハラスメントの防止	
		② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	
		③ 女性の職業生活における活躍の推進	
	(5)子育てと介護への支援	① 子育て支援の充実	
		② 地域における子育て支援の促進	
		③ 高齢者・障害のある人とその介護者への支援	
	(6)生涯を通じた男女の健康支援	① 健康の保持・増進	
		② こころの健康支援	
	III 男女共同参画の施策の推進と体制づくり	(7)政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進	① 審議会等への女性の登用・参画促進
			② 男女共同参画の推進を担う人材育成
(8)地域社会における男女共同参画の推進		① 地域活動における男女共同参画の促進	
		② 災害の分野における男女共同参画の推進	
(9)男女共同参画推進体制の整備		① 市における男女共同参画推進体制の強化	
		② 市民・事業者等との連携による計画の推進	
		③ 男女共同参画に関する現状の分析・計画の進行管理	
IV 人権が尊重されDVのない社会づくり ～東松山市 DV防止基本計画～		(10)あらゆる暴力の根絶	① DV防止対策の推進
		(11)安心して相談できる体制づくり	① 相談窓口の周知
	② 相談体制の充実		
	(12)自立への支援	① 早期発見体制の整備	
		② 保護体制の強化	
		③ 生活再建に向けた支援の充実	

V 困難な問題を抱える女性への支援体制づくり ～東松山市困難女性支援基本計画～	(13) 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	① 困難な問題を抱える女性に寄り添った支援
		② 相談支援の充実

第3章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

主要課題

(1) 男女の共同参画意識の啓発

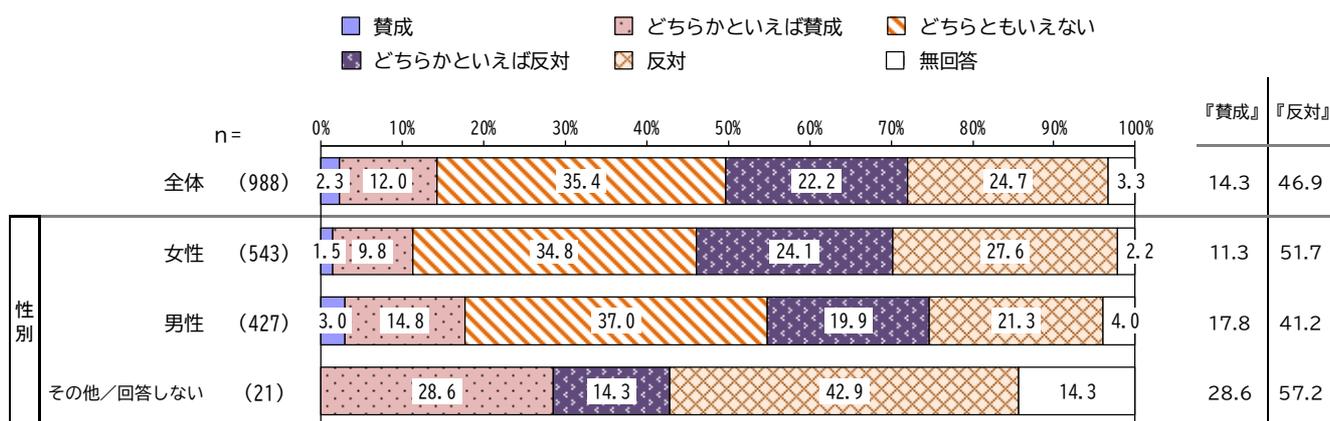
① 意識啓発活動の推進

「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に反対する市民の割合が、令和6年度に実施したアンケート調査では46.9%となっており、令和2年度市民意識調査の39.4%より増加し、第5次ひがしまつやま共生プランにおける目標値を超えています。その一方で、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、男女の地位が平等であると感じている人の割合は非常に低くなっています。依然として男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場、地域等において様々な差別や偏った負担を生んでいると考えられます。

このような状況から、男女がともに暮らしやすい社会とするためには、固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。さらに、男女共同参画の意識を浸透させるため、今後もあらゆる機会を通じて広報、啓発活動を展開することが重要です。

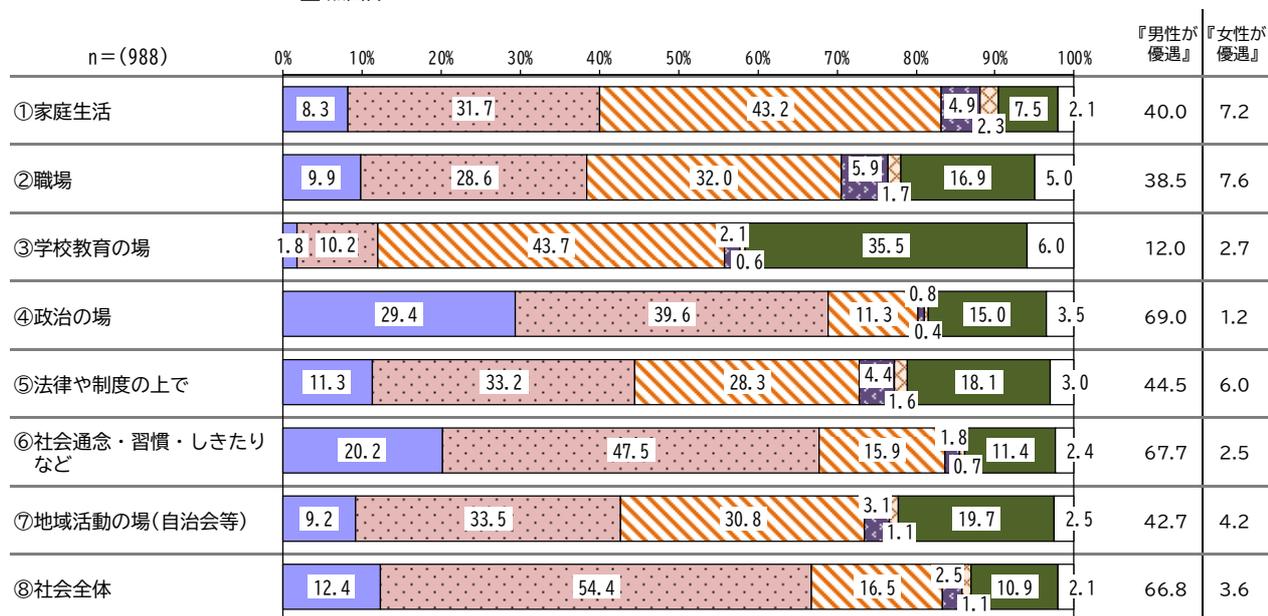
施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
1	男女共同参画の意識が広がるよう、あらゆる機会を通じて市民に向けた啓発活動を行います。	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるため講演会や講座等の開催	人権市民相談課
		固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の開催	人権市民相談課

【固定的な性別役割分担意識 ～「男は仕事」「女は家庭」という考え方について～】



〈令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より〉

【男女平等に関する意識について～男女の地位の意識状況～】



〈令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より〉

② 男女共同参画に関する情報の収集と提供

市民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、市立図書館の資料を充実させます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
2	男女共同参画に関する情報や図書等を収集するとともに、市民へ提供します。	男女共同参画に関する図書等の収集・提供	生涯学習課 (市立図書館)

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

主要課題

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

① 学校教育における男女共同参画の推進

学校教育は、児童・生徒の成長に大きな影響を与え、意識や慣習などの生活基盤を形成します。そのため、学校においては、児童・生徒がお互いの人格や個性を尊重し合うとともに、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるように、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
3	学校において、人権の尊重、男女平等の視点に立った教育を行います。	性別にとらわれず個性に応じた生き方を選択できるような生徒指導・進路指導の充実	学校教育課

② 家庭や地域における教育・学習機会の提供

家庭や地域においても男女平等意識が広く浸透されるよう、男女共同参画の視点に立った意識啓発を行い、生涯学習の充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
4	家庭や地域における男女平等を推進するための学習機会を提供し、社会教育の充実を図ります。	各種セミナー・講座の開催及び情報提供	人権市民相談課
		出前講座の開催	生涯学習課

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

主要課題

(3) 男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進

① 外国における課題と取組の理解促進

国際社会における男女共同参画の取組や様々な課題について、情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
5	男女共同参画に関する国際理解を深めるため、情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。	国際的な課題に対する情報共有	地域支援課

② 国際交流・支援の推進

市内在住の外国人が地域社会から孤立することのないよう、市内や近隣に住む外国人との交流を進め相互理解を促進します。東松山市国際交流協会との連携による交流事業の充実、地域社会で暮らす上で必要なルールや慣習を外国人が理解しやすくするための取組を推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
6	在住外国人に向けての相談体制・情報提供の充実を図ります。	在住外国人のための相談体制の整備及び、多言語版の情報紙、生活ガイドブック等による情報提供	地域支援課

基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

～東松山市女性活躍推進計画～

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき、国が定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を勘案し、策定したものです。

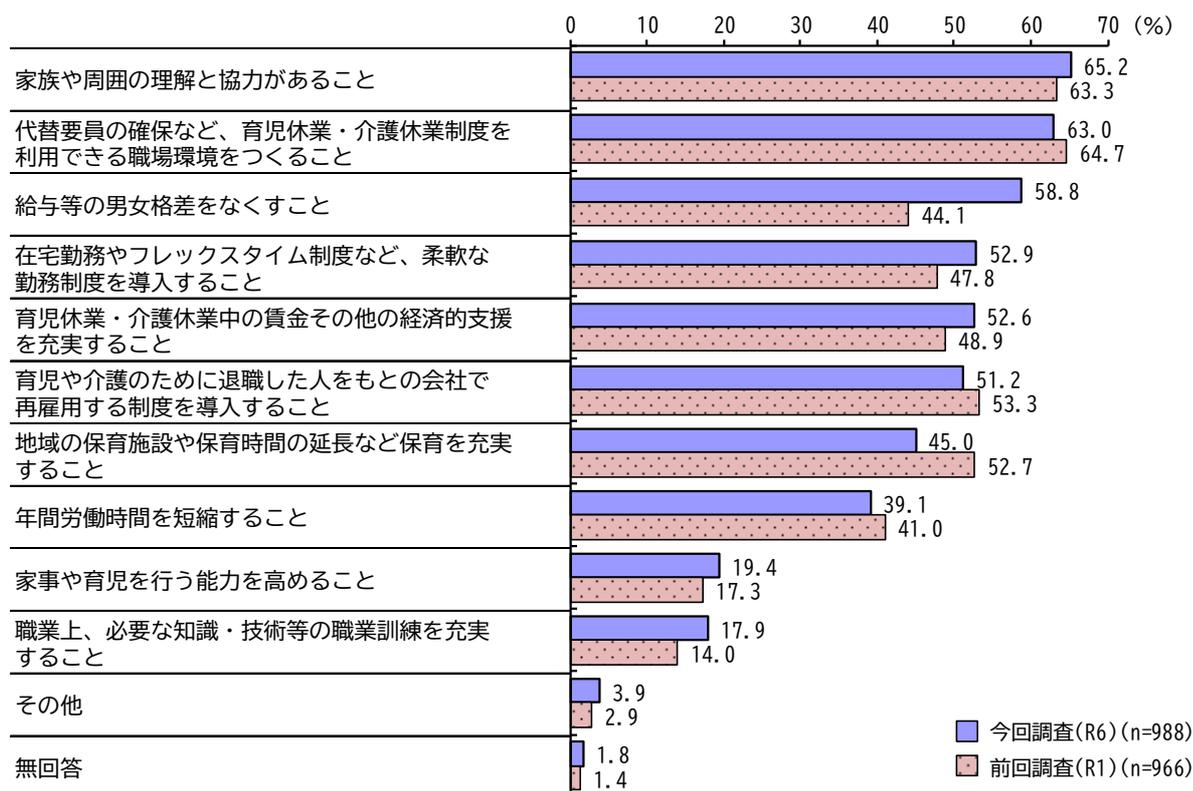
基本原則

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担意識を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

目的

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や、職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性がその思いを叶えることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を選択できる活力あふれる社会の実現を図ります。

【男女が仕事と家庭の両立に必要なこと】



〈令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より〉

男女が仕事と家庭の両立をするために必要な条件は、「家庭や周囲の理解と協力があること」が65.2%と最も多く、次いで「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」(63.0%)、「給与等の男女格差をなくすこと」(58.8%)が続いています。前回調査と比較すると、「給与等の男女格差をなくすこと」が14.7ポイント、「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること」が5.1ポイント、前回調査より増加しています。反対に「地域の保育施設や保育時間の延長など保育を充実すること」が7.7ポイント、前回調査より減少しています。

基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

主要課題

(4) 働く場における男女共同参画の推進

① 雇用機会の均等と、公平な待遇の確保及び各種ハラスメントの防止

男女が共に能力を発揮できる職場環境づくりを推進します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
7	男女共同参画の視点による職場の環境づくりを推進し、性別による不平等な慣行等の見直しを働きかけ公平な待遇の実現を図ります。	市役所におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント行為の正しい理解の促進と防止対策の徹底	人事課
		企業等における採用や労働賃金等における男女格差の是正及び労働条件等の改善の啓発とハラスメント防止対策の促進	商工観光課

② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

誰もが個性と能力を十分に発揮し、社会において活躍するためには、仕事と家事・育児・介護などの家庭生活や、自己啓発、地域でのボランティアなど様々な活動との調和が大切です。個人が望む生活のバランスが実現し、いきいきと働き、家庭や個人の時間も豊かに過ごすことができるような働きやすい環境づくりが求められています。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
8	育児・介護休業法、女性活躍推進法等の周知や制度の普及を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会を目指します。	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と両立支援の整備促進（長時間労働の削減、短時間勤務制度、業務のDX化の導入・拡充）	人事課
			商工観光課
			人権市民相談課

③ 女性の職業生活における活躍の推進

女性の起業・再就職等への支援を図るとともに、働く場における指導的立場への女性の参画を促進します。

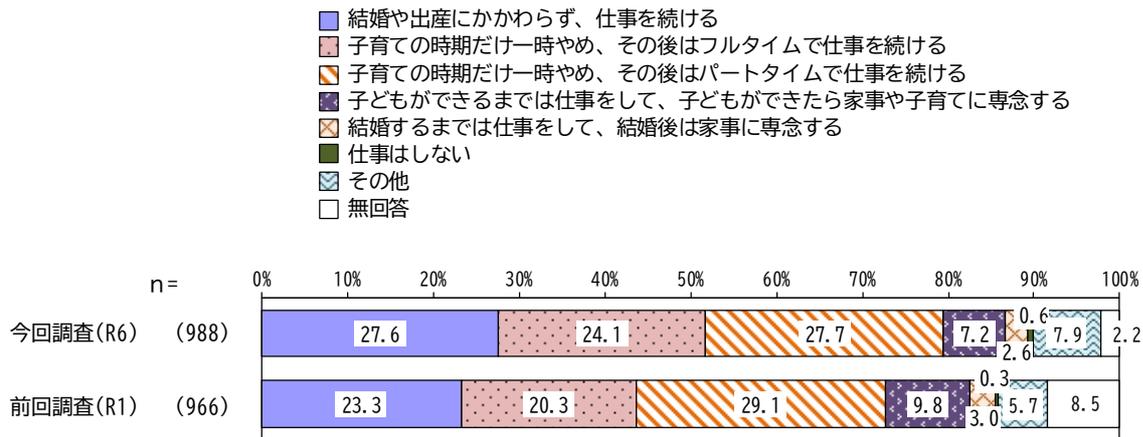
また、就業意欲がある女性や職場でステップアップを希望する女性が働きやすい環境を整備することで、女性がいきいきと輝く社会の実現を目指します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
9	女性が能力を十分に発揮できるよう起業・再就職の相談や情報提供を行います。	就労・起業に関する情報提供や意識啓発、相談体制・支援の継続	商工観光課
10	指導的立場に積極的に女性が参画できるよう、市内事業所へ、働きやすい職場づくりに向けた取組を促進します。	ポスター・チラシ・講演会等による市内事業所への啓発	商工観光課

【女性の働き方についての考え方】

女性の働き方についての考え方では、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が27.7%、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が27.6%と2割半ばを超えて高く、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」(24.1%)も2割を超えています。

前回調査と比較すると、5ポイント以上差がある項目はありませんが、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」が4.3ポイント、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」が3.8ポイント、前回調査より増加しています。



〈令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より〉

基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

主要課題

(5) 子育てと介護への支援

① 子育て支援の充実

近年、少子化や核家族化が進行し、一人一人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、子育てにおける孤立感や負担感の増加、児童虐待の顕在化、こどもへの貧困の連鎖など、子育てをとりまく環境はより複雑化しています。

女性の社会進出機会の増、また、物価上昇や賃金の伸び悩み等の経済的理由により、共働き家庭が増加したことなどから、多様な保育サービスが求められています。令和6年度男女共同参画に関するアンケート調査の「男女が仕事と家庭の両立に必要なこと」の設問では「地域の保育施設や保育時間の延長など保育を充実すること」が令和元年調査と比べ7.7ポイント減少しており、待機児童数の減少など保育の充実が進んでいることが反映されたものと考えられます。引き続き仕事と子育てが両立できるよう、様々なニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
11	多様なニーズに応じた子育てサービスや、育児不安や虐待に関する相談の充実を図ります。 また、子育て家庭への経済的な支援を実施します。	「こども家庭センター」を中心に関係機関と連携し、こどもの虐待に予防的に対応する取組の実施	社会福祉課
			健康推進課
			学校教育課
			こども支援課
		育児不安や子育てに関する相談窓口の充実	健康推進課
		こども支援課	
		放課後こども教室の充実	こども支援課
		子育て家庭への経済的支援	こども支援課
保育施設、放課後児童クラブの充実	保育課		
延長保育、病児保育、一時保育、乳幼児等通園支援事業等の実施	保育課		

② 地域における子育て支援の促進

子育ての喜びや楽しさを感じることができる環境の整備を進めるとともに、社会全体で子育てをサポートする仕組みづくりを進めます。

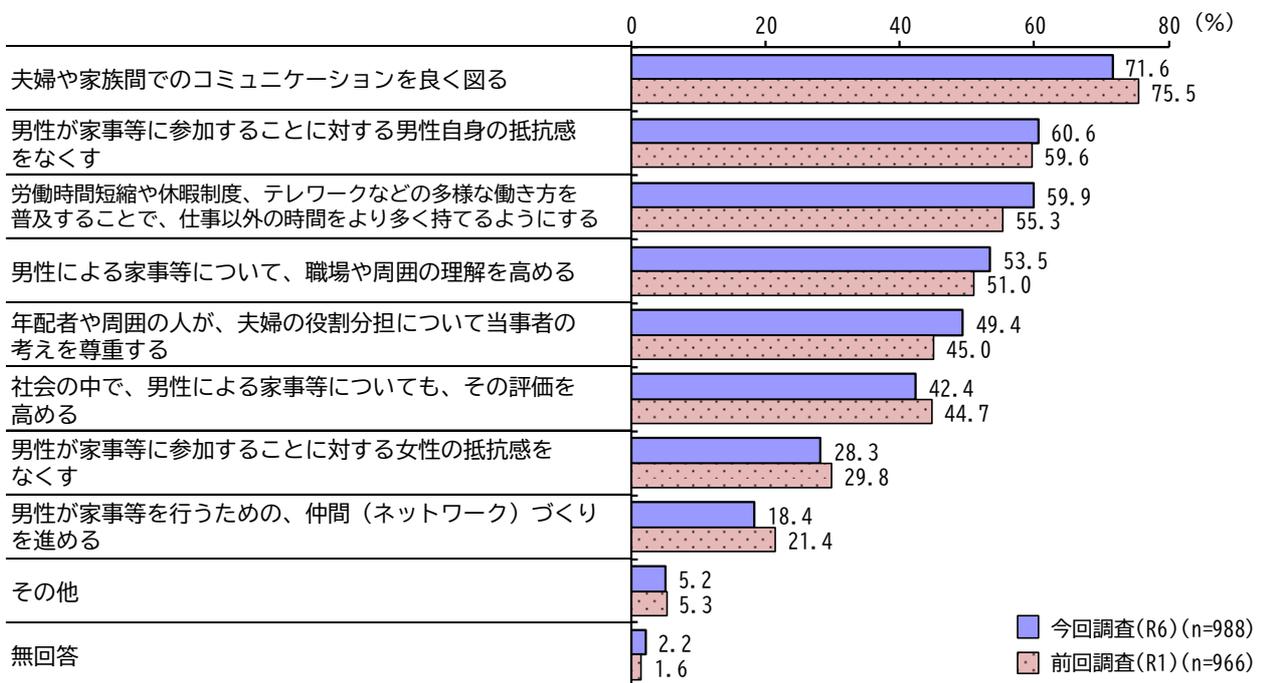
施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
12	社会全体で子育てをサポートする仕組みや、子育てをしている保護者のネットワークづくりを支援します。	子育て支援の促進	健康推進課
		乳幼児とのふれあい体験の実施	学校教育課
		ファミリー・サポート・センターの充実	こども支援課
		子育てサークルの育成や地域の子育てネットワークへの支援	こども支援課

③ 高齢者・障害のある人とその介護者への支援

高齢者や障害のある人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの充実を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
13	高齢者や障害のある人が、地域で自立して生活できるよう、各種サービスの充実を図ります。	障害者福祉サービスの充実	障害者福祉課
		高齢者福祉サービスの充実	高齢介護課

【男女がともに家事、育児、介護、地域活動等に参加しやすくするために必要なこと】



〈東松山市 令和6年度男女共同参画に関するアンケート調査より〉

男女が家事等に参加しやすくするために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションを良く図る」が71.6%と最も高く、次いで「男性が家事等に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」(60.6%)、「労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどの多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」(59.9%)「男性による家事等について、職場や周囲の理解を高める」(53.5%)が続いています。

基本目標Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり

主要課題

(6) 生涯を通じた男女の健康支援

① 健康の保持・増進

一人一人が自立した生活を送り、社会のあらゆる分野へ参画していくためには、心身の健康が欠かせません。

そのため、ライフステージに応じた健康教育や相談、各種健康診断や検診等の充実を図り、生涯を通じた健康支援を進めます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
14	男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産について選択できるよう、妊娠・性感染症等に関する正しい知識を得るための情報や学習機会の充実を図ります。	電話相談や保健指導などによる、性感 染症等への対応や情報提供	健康推進課
		思春期を対象とした性教育の実施や相 談体制の充実	学校教育課
15	男女が共に健やかに暮らすために、健康保持 対策を推進し、生涯にわたり支援を行います。	健康保持・増進のための啓発や活動の 充実	高齢介護課
			保険年金課
			健康推進課
			スポーツ課

② こころの健康支援

市民が抱える不安や悩みを相談できる窓口を充実させ、健やかに暮らせるよう、適切な支援を行います。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
16	男女のこころの健康が保たれるよう、各種相 談窓口の充実や、対策・支援を進めます。	各種相談窓口の充実	人権市民相談課
			学校教育課
		民生委員・児童委員活動との連携	社会福祉課

基本目標Ⅲ 男女共同参画の施策の推進と体制づくり

主要課題

(7) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進

① 審議会等への女性の登用・参画促進

市の政策・方針決定過程の場に女性と男性、双方の意見が反映されるよう、市の審議会等における委員の男女比率の均衡を図ります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
17	各種審議会等への女性委員の登用や政策・方針の立案・決定の場への男女共同参画を促進します。	審議会等における委員の男女比率の均衡の促進	政策推進課 人権市民相談課
		管理監督職への積極的登用	人事課

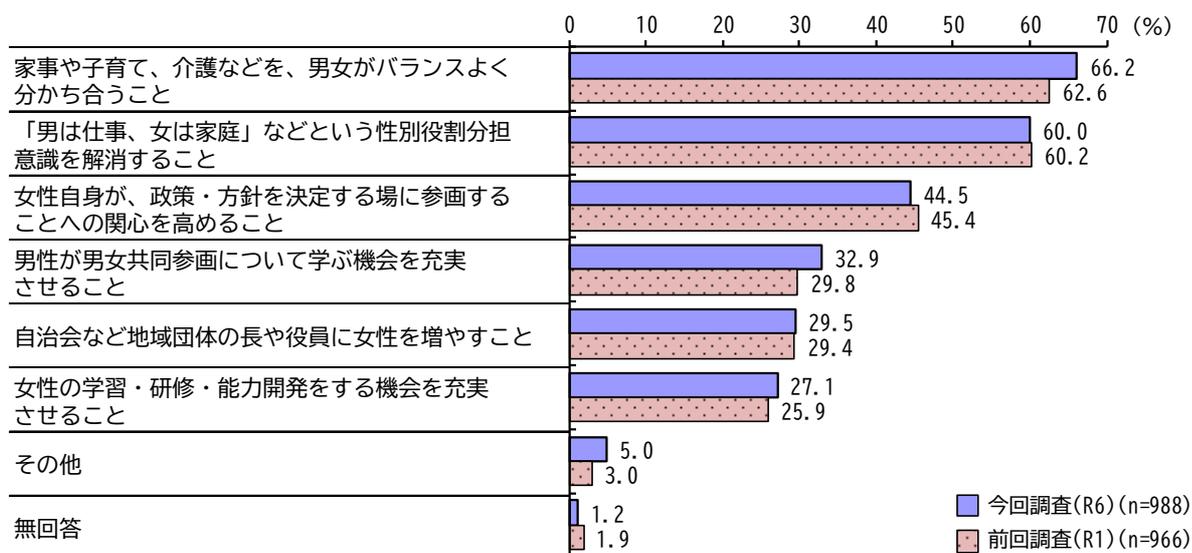
② 男女共同参画の推進を担う人材育成

持続可能で多様性に富んだ活力ある地域社会を実現するためには、行政、企業、地域など、あらゆる分野の活動において、男女いずれか一方の性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多角的な視点からの意見を反映することが重要です。

そのためには、社会のあらゆる場面で男女の偏りのない意思決定がなされる環境の整備が必要です。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
18	各分野への女性の登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。	講座や会議等による女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供	人権市民相談課
			生涯学習課

【女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこと】



〈令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より〉

基本目標Ⅲ 男女共同参画の施策の推進と体制づくり

主要課題

(8) 地域社会における男女共同参画の推進

① 地域活動における男女共同参画の促進

自治会等の地域活動に男女がともに参画し、地域・社会活動に取り組み、双方の視点が反映されるよう環境づくりを推進します。

また会長や役員への就任について男女共同参画を促進する必要があります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
19	自治会等の地域活動への参加及び、会長や役員 の就任について男女共同参画を促進しま す。	地域活動における女性と男性、双方の 視点を反映させるための啓発	地域支援課
		コミュニティ活動への男性の参画を促 進するための情報提供	地域支援課

② 災害の分野における男女共同参画の推進

平成23年の東日本大震災、令和元年東日本台風などの大規模災害の経験から、避難所運営などの防災・災害復興分野への男女共同参画の視点に立った対策が求められます。

災害時の避難所運営等において女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題もあります。避難所運営等を円滑に進めるためにも、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立していく必要があります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
20	男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興 体制を確立します。	男女のニーズに対応した防災・復興体 制の確立	危機管理防災課
		女性や要配慮者など多様なニーズに対 応した避難所の環境整備	危機管理防災課

基本目標Ⅲ 男女共同参画の施策の推進と体制づくり

主要課題

(9) 男女共同参画推進体制の整備

① 市における男女共同参画推進体制の強化

男女共同参画の視点を持ったまちづくりを進めるためには、計画の実効性を高め、全庁的に男女共同参画推進体制を強化し、市民、事業者等と連携して総合的に施策を実施する必要があります。

市では、男女共同参画の視点に基づく環境を整備するとともに、性別にかかわらず意欲と能力を兼ね備えた人材の育成及び活用を図り、指導的立場への女性の参画の促進に努めています。市役所における一般行政職の管理監督職（主査級以上）における女性職員の比率は、令和7年度現在、21.7%です。

また、「東松山市令和6年度男女共同参画に関するアンケート調査」において、男女共同参画推進のために行政が力を入れていくべき施策として、「就労の場における雇用や待遇に性別による差別がないようにする」、「男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるような、サービスの充実を図る」、「こどもの時から、家庭や学校で男女平等について教える」などの回答が多く挙げられています。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
21	職員一人一人の男女平等意識の醸成を図るとともに、個々の能力が十分に発揮できる環境を整えます。	人材育成基本方針に基づいた人材の育成と活用	人事課
		特定事業主行動計画に基づいた環境整備	人事課
		男女共同参画に関する職員研修の充実	人事課
			人権市民相談課
男女共同参画庁内連絡会議の実施	人権市民相談課		

② 市民・事業者等との連携による計画の推進

男女共同参画の取組を進めるため、市民や事業者との連携や協働を充実させます。

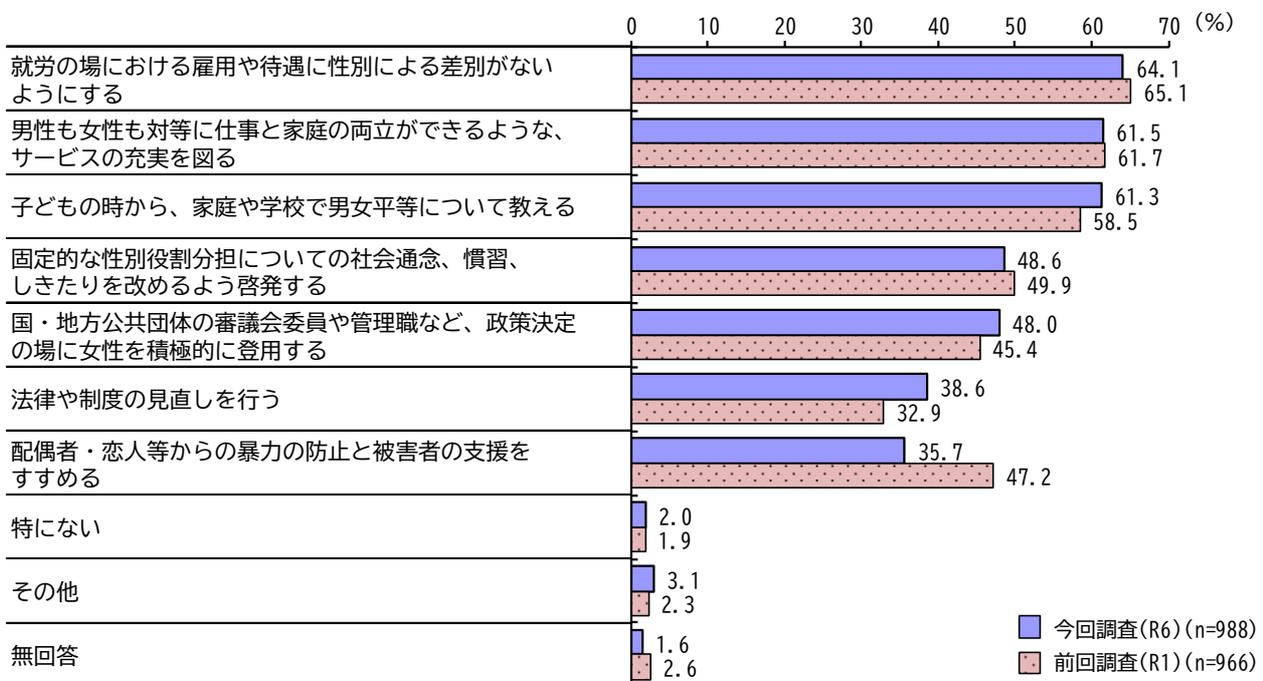
施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
22	市民や事業者の、男女共同参画を推進する会議等への参加を促進します。 また、市民との協働による情報提供の充実を図ります。	東松山市男女共同参画審議会の意見の施策への反映	人権市民相談課
		市民との協働による情報の収集、発信	人権市民相談課

③ 男女共同参画に関する現状の分析・計画の進行管理

計画を着実に推進するため、男女共同参画に関する現状や市民ニーズの把握に取り組みます。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
23	調査等を行い、男女共同参画の現状の把握に努めます。また、計画の実施状況を定期的に分析・公表し、進行管理を行います。	市民意識調査等の実施による実態の把握と分析	広報広聴課
			人権市民相談課
		施策の実施状況の分析・把握と結果の公表	人権市民相談課

【男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れるべきこと】



※「配偶者・恋人等からの暴力の防止と被害者の支援をすすめる」は前回調査では「配偶者・恋人等からの暴力、セクシャル・ハラスメント、ストーカーなどの暴力の防止と被害者の支援をすすめる」

〈令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より〉

基本目標Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり

～東松山市DV防止基本計画～

主要課題

(10) あらゆる暴力の根絶

① DV防止対策の推進

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：「DV」※）は、人権を侵害する行為であり、決して許されるものではありません。そのため、暴力を許さないという意識の徹底を図るとともに、被害者が必要な時に必要な支援を受けられるよう、相談・支援体制の強化に取り組めます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）が制定され、近年ではDVという言葉は社会に浸透しつつありますが、その認識はいまだに十分ではありません。外部からその発見が困難な家庭内や恋人間において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。

本市では、DV防止に向けた啓発に努めるとともに、被害者の相談・保護・自立支援に至るまでの総合的な対策を行うために、平成27年12月に「東松山市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、各機関と連携してDV防止対策を推進しています。

また、女性も男性も、将来にわたり被害者・加害者にさせないため、若年層（中・高校生等）を対象とした、男女がお互いに相手を尊重する関係を築き、交際相手からの暴力（デートDV※）を未然に防止するための啓発事業を実施しています。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
24	各関連法の周知及び意識啓発に努めます。 また、暴力の発生を未然に防ぐための環境づくりを推進します。	講座（デートDVを含む）の開催及びチラシ等による防止・意識啓発	人権市民相談課

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など、親密な関係にある人又はあつた人から振るわれる暴力のこと。
身体的暴力…殴る、蹴る、物を投げつけるなど
精神的暴力…大声で怒鳴る、長時間無視し続ける、電話やメールを監視するなど
性的暴力…性的な関係を無理に迫る、避妊に協力しないなど
経済的暴力…生活費を渡さない、仕事を辞めさせるなど

※デートDV

交際相手からの暴力のこと。DVと同じく、身体的暴力や精神的暴力のほか、スマートフォン等を使った束縛や監視なども含まれる。10代の若者を中心に「交際相手にスマートフォンの中をチェックされた」「異性の連絡先をすぐ消すように言われた」などの事例が見受けられる。その他、お金を借りても返さない、いつもおごらせる、高価な物を買わせる、GPS機能を悪用される、自撮りの写真を送らせる、性的な写真や動画をインターネット等で不特定多数の人に公開されるリベンジポルノの被害にあう等も問題となっている。

パープルリボンには「女性に対するあらゆる暴力をなくしていこう」というメッセージが込められています



東松山市配偶者暴力相談支援センター（人権市民相談課）

TEL 0493-81-5702

基本目標Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり

主要課題

(11) 安心して相談できる体制づくり

① 相談窓口の周知

本市では、DVに関する電話相談及び面接相談を行っています。相談窓口の周知を図り、被害を受けた人が相談しやすい環境をつくります。

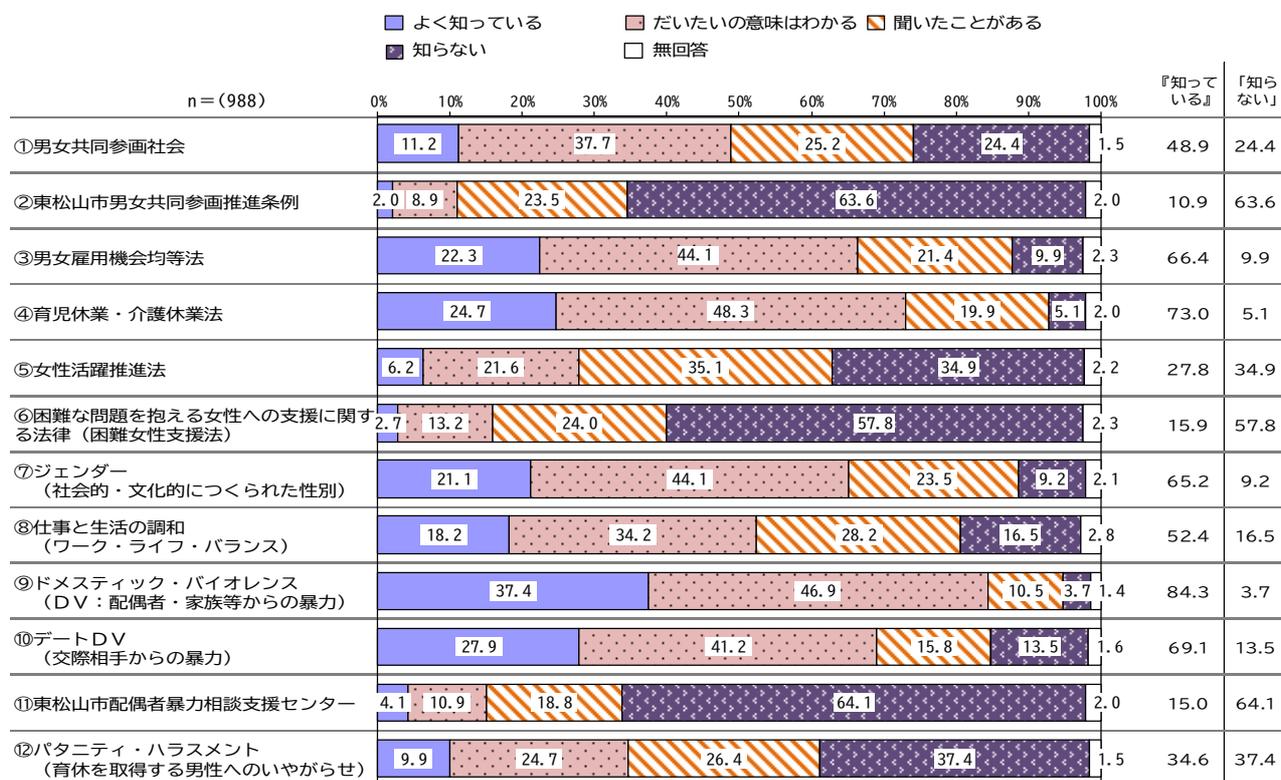
施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
25	DVに関する相談窓口や支援情報についての周知を図ります。	配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談窓口及び支援情報についての周知	人権市民相談課

② 相談体制の充実

DVは、親しい間柄で発生することから、個人的な問題として捉えられやすく、被害が潜在化することが多くなっています。このため、「東松山市配偶者暴力相談支援センター」など、身近な相談できる場所を充実するとともに、発生防止、被害の深刻化防止のために相談窓口の周知を行います。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
26	配偶者等からの暴力の根絶に取り組むため、関係機関や関係各部署との連携を図ります。	DV対策庁内連携会議を活用した連携	人権市民相談課

【男女共同参画に関する言葉の認知度】



〈令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より〉

基本目標Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり

主要課題

(12) 自立への支援

① 早期発見体制の整備

DVの深刻化を防ぐためには、早期発見と、被害者の適切な保護、安全確保を図ることが重要です。また、児童虐待とも密接に関連しており、あらゆる暴力被害が潜在化しないよう、通報義務を周知徹底し、地域住民などによる発見機能を強化します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
27	教職員、保健師、保護者等へ被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発に取り組み、早期発見を推進します。	被害者保護のための情報共有と関係機関との連携を強化 保護者や地域の民生委員・児童委員への啓発	社会福祉課
			健康推進課
			学校教育課
			こども支援課

② 保護体制の強化

関係機関と連携し、被害者の身を守るための保護体制の強化に取り組みます。

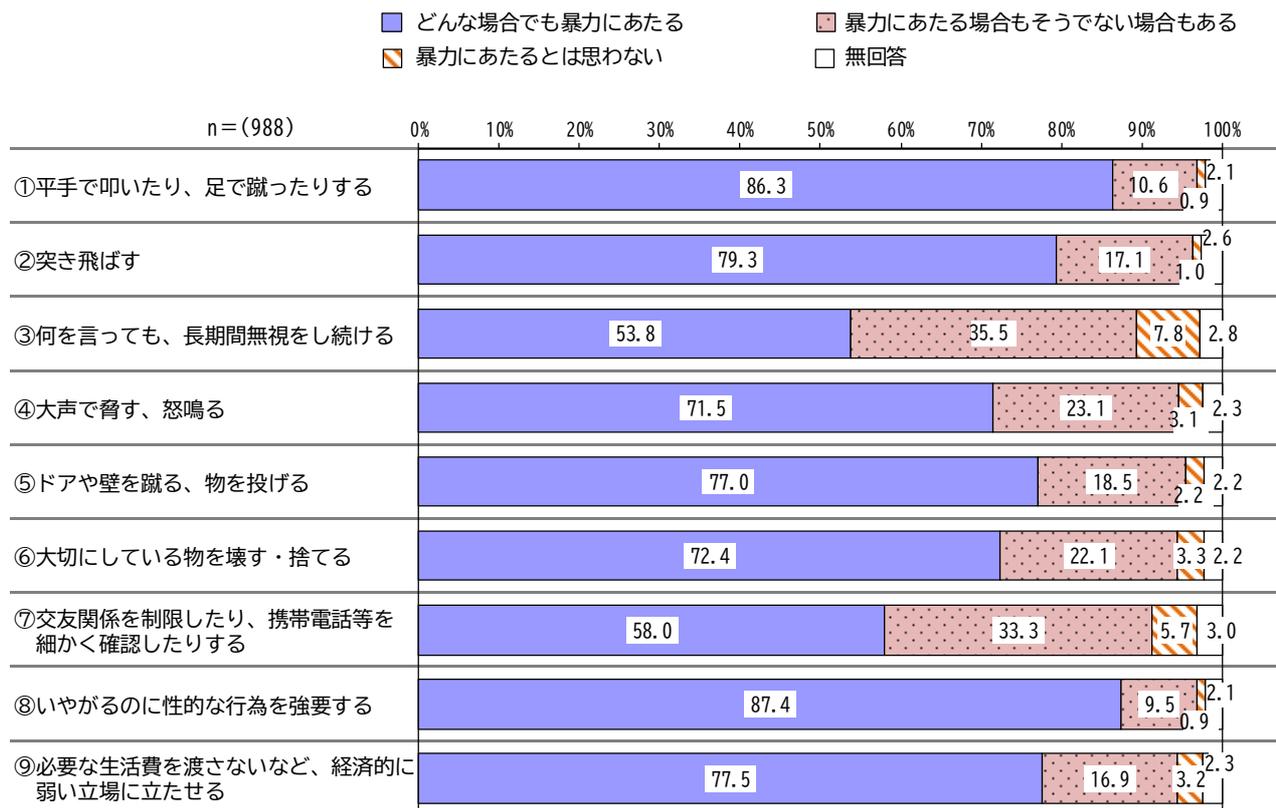
施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
28	県、児童相談所、警察など関係機関との連携や制度の整備により、被害者保護に取り組みます。	被害者保護のための情報管理の徹底	市民課
		配偶者暴力相談支援センターにおける緊急時の安全確保	人権市民相談課

③ 生活再建に向けた支援の充実

DV被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援が求められます。避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた様々な支援を行います。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
29	DV被害者支援のため、関係機関と連携し、自立支援の充実を図ります。	各種福祉サービス等を活用した自立支援	人権市民相談課
			社会福祉課

【DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する意識状況】



〈令和6年度東松山市男女共同参画に関するアンケート調査より〉

基本目標Ⅴ 困難な問題を抱える女性への支援体制づくり

～東松山市困難女性支援基本計画～

主要課題

(13) 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

①困難な問題を抱える女性に寄り添った支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に成立しました。この法律は、困難な問題を抱える女性の支援に関する必要事項を定め、施策を推進することで、女性が安心して自立して暮らせる社会を実現することを目的としています。困難な問題を抱える女性への配慮や支援を進め、誰もが安心して暮らせる体制をつくります。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
30	包括的かつ継続的な自立支援を実施します。	関係機関と連携した包括的な支援体制の整備	人権市民相談課

②相談支援の充実

様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援体制を整備します。

施策No.	施策の内容	主な取組	担当部署
31	相談者が自立した生活を送れるよう支援します。	相談員の資質向上	人権市民相談課

第4章 プランの推進体制と進行管理

(1) プランの推進体制

■市民・企業・団体等との連携

男女共同参画は、家庭や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる場面にかかわります。そのため、多くの人や組織が連携して推進することが必要です。

市民や学識経験者、事業者、関係団体などで構成される東松山市男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画社会の実現や男女共同参画推進計画に関することについて協議を行います。

■庁内推進体制の整備

男女共同参画に関する施策は、行政のあらゆる分野に及びます。職員一人一人の男女共同参画意識を向上させるとともに、関係部局が緊密に連携、協力し、男女共同参画の視点から各種施策を推進していくことが必要です。

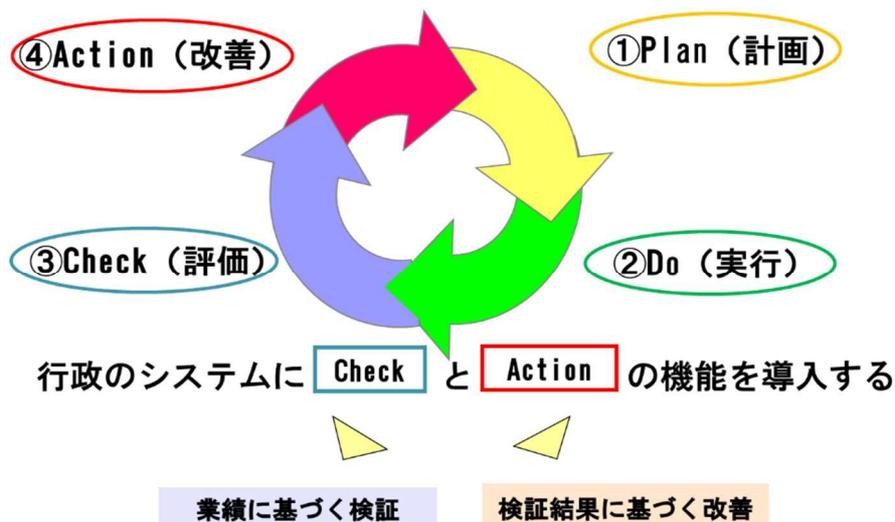
庁内の管理職で構成される男女共同参画庁内連絡会議を設置し、男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

(2) プランの進行管理

プランの着実な推進を図るためには、進捗状況や成果の把握を行い、施策の見直しを行う必要があります。

毎年度、事業の取組状況などについて、点検、評価を行います。

PDCAマネジメントサイクル



事業が有効であるかを、PDCAサイクル (P:プラン⇒D:ドゥ⇒C:チェック⇒A:アクション) により継続的に検証・評価し、改善することによって、より効率的な活動を行います。

(3) 推進指標

本市の男女共同参画に向けた取組をより積極的かつ計画的に推進するため、数値目標を設定します。数値目標を設けることで、市の取組がどの程度進んでいるのかが検証でき、成果がわかりやすくなるため、各分野の取組の推進力となり効果的です。

ただし、目標値が独り歩きすることがないように、過去のデータの推移、現在の社会状況及び今後の見通し等を勘案し、適切な数値設定し見直しをする必要があります

基本目標	主要課題	施策	指標	現状値 (調査年度)	目標値 (目標年度)
I	(1)	①	男女の人権を尊重 【指標の定義】 社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合	16.5% (令和6年度)	20% (令和14年度)
			男女共同参画意識の啓発 【指標の定義】 男女共同参画啓発活動の参加者数	475人 (令和6年度)	580人 (令和14年度)
II	(4)	②	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 【指標の定義】 男性市職員の2週間以上の育児休業取得率	62.5% (令和6年度)	85% (令和14年度)
	(5)	①	子育て支援の充実 【指標の定義】 待機児童数	0人 (令和7年度)	0人 (令和14年度)
III	(7)	①	政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画 【指標の定義】 審議会等における女性委員の割合（女性委員の数／審議会の総人数）	32.7% (令和7年度)	40% (令和14年度)
	(9)	①	男女共同参画推進体制の整備 【指標の定義】 市職員一般行政職の管理監督職（主査級以上）における女性職員の割合	21.7% (令和7年度)	25% (令和14年度)
IV	(10)	①	配偶者等からの暴力についての認識 【指標の定義】 ア 長時間無視をし続ける イ 交友関係の制限・携帯電話等を細かく確認する どんな場合でも暴力に当たると回答した人の割合	ア 53.8% イ 58.0% (令和6年度)	70% 70% (令和14年度)
	(11)	②	配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 【指標の定義】 東松山市配偶者暴力相談支援センターについて聞いたことがあると回答した人の割合	33.8% (令和6年度)	45% (令和14年度)
V	(13)	①	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の認知度 【指標の定義】 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を知っていると回答した人の割合	15.9% (令和6年度)	30% (令和14年度)

資料編

1 男女共同参画をめぐる動き

(1) 世界の動き

世界的には昭和50年を「国際婦人年」と定めて以降、男女共同参画社会の実現に向けてたくさんの方々の条約等が採択されています。

主なものとして、平成7年に開催された第4回国連世界女性会議において採択された「北京宣言及び行動綱領」があります。

これは、女性のエンパワーメント（力をつけること）や、女性に対する暴力の根絶等について言及されたもので、「行動綱領」には、平成12年までの5年間に、優先的に取り組むべき貧困・教育・健康など12の分野における戦略目標が示されました。

この会議以降も、平成12年、平成17年、平成22年、平成27年、令和2年、令和7年に見直しやフォローアップなどを行い、社会情勢の変化に対応しながら継続的に取り組まれています。

平成27年に国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、経済・社会・環境分野等の開発課題対応のための17の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の一つに「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント」が掲げられ、現在では、世界が一致して取り組むべき重要な課題として位置づけられています。

(2) 国の動き

我が国では、憲法のなかで、基本的人権の尊重と法の下での平等が明記され、男女がともに、個人として尊重されることが保障されています。

計画策定

- 「男女共同参画2000年プラン」の策定（平成8年）
- 「男女共同参画基本計画」の策定（平成12年）
- 「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定（平成17年）
- 「第3次男女共同参画基本計画」の策定（平成22年）
- 「第4次男女共同参画基本計画」の策定（平成27年）
- 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」の策定（令和2年策定、令和5年一部変更）

法整備

- 「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の制定（平成3年制定、平成7年・平成21年・平成28年・平成29年・令和元年・令和3年・令和6年改正）
- 「男女共同参画社会基本法」の制定（平成11年）
- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の施行（平成12年施行、平成25年・平成28年・令和3年改正）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力（DV）防止法）」の施行（平成13年施行、平成16年・平成19年・平成25年・令和元年・令和5年改正）
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定（平成28年施行・令和元年改正）
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（政治分野における男女共同参画推進法）」の施行（平成30年施行、令和3年改正）
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」の施行（令和6年施行）

(3) 県の動き

県では全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成12年に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。

主なものとして、以下のとおりの取組がなされています。

計画策定

- 「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の策定（平成14年）
- 「埼玉県男女共同参画推進プラン」の策定（平成19年）
- 「埼玉県男女共同参画基本計画」の策定（平成24年・平成29年・令和4年）

(4) 東松山市の動き

本市では、昭和61年7月に策定した「第二次東松山市総合振興計画前期基本計画」の中で、「男女平等社会の確立」を柱に位置づけ、女性問題の課題解決に取り組んできました。

平成8年7月に、市民組織の「東松山市女性施策懇談会」を設置し、平成9年10月に「女と男ともに支え合おう ひがしまつやま共生プラン」を策定しました。平成15年4月には、「第二次ひがしまつやま共生プラン みんな生き生き 共に支え合い」を策定しました。

平成18年4月に「東松山市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにしました。条例制定に伴い、「東松山市男女共同参画審議会」が設置されました。

また、平成21年3月に「第三次ひがしまつやま共生プラン」を策定し、その後、平成27年3月に、東松山市DV防止基本計画を含む「第4次ひがしまつやま共生プラン」を策定しました。さらに、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されたことに伴い、平成29年3月には「東松山市女性活躍推進計画」を策定しました。令和3年3月には「東松山市女性活躍推進計画」を一体化した「第5次ひがしまつやま共生プラン」を策定しました。

こうした社会情勢の変化や法整備の動向、国の「男女共同参画基本計画」、「埼玉県男女共同参画基本計画」等を踏まえ、これまでの計画の期間である5年間の施策を分析し、さらに、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴い、「困難女性支援基本計画」を含めた「ひがしまつやま共生プラン」の見直しを実施しました。

計画策定

- 「ひがしまつやま共生プラン」の策定（平成9年10月）
- 「第二次ひがしまつやま共生プラン」の策定（平成15年4月）
- 「第三次ひがしまつやま共生プラン」の策定（平成21年3月）
- 「第4次ひがしまつやま共生プラン」の策定（平成27年3月）
- 「第5次ひがしまつやま共生プラン」の策定（令和3年3月）
- 「第6次ひがしまつやま共生プラン」の策定（令和8年3月）

2 関係法令

○男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日)

(法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体に

おける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第10条の2 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要

な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、

意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行

政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条

第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成11法律160)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法

等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第995条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則 (令和7年6月27日法律第80号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=令和8年4月1日)

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日)

(法律第64号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の

支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(令7法63・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令7法63・一部改正)

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法24・一部改正)

第2節 一般事業主行動計画等

(令元法24・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法24・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法 2 4 ・ 一部改正)

(認定の取消し)

第 1 1 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第 1 2 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 4 7 年法律第 1 1 3 号)第 1 3 条の 2 に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 7 6 号)第 2 9 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第 1 3 条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第 8 条第 1 項及び第 7 項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第 1 4 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第 1 0 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 1 5 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 2 条の認定を取り消すことができる。

一 第 1 1 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。

二 第 1 2 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第 1 3 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第 1 2 条の認定を受けたとき。

(令元法 2 4 ・ 追加)

(委託募集の特例等)

第 1 6 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 3 0 0 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号)第 3 6 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事

業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42

条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平29法14・一部改正、令元法24・旧第12条繰下・一部改正、令4法12・一部改正)

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法24・旧第13条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法24・旧第14条繰下)

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下

この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主

行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法24・旧第15条繰下、令7法63・一部改正)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の

職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法24・旧第16条繰下・一部改正、令7法63・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法24・旧第17条繰下・一部改正、令7法63・一部改正)

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務

に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第28条繰下)

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法24・旧第19条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法24・旧第20条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法24・旧第21条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法24・旧第22条繰下)

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方

公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法24・旧第23条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第24条繰下)

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法24・旧第25条繰下)

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法24・旧第26条繰下・一部改正)

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法24・追加・一部改正)

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生

労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法24・旧第27条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法24・旧第28条繰下)

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(令元法24・旧第29条繰下・一部改正、令4法68・令7法63・一部改正)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法24・旧第30条繰下・一部改正、令4法68・一部改正)

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反し

たとき。

(令元法24・旧第31条繰下・一部改正、令4法68・令7法63・一部改正)

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

(平29法14・一部改正、令元法24・旧第32条繰下・一部改正、令7法63・一部改正)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法24・旧第33条繰下・一部改正)

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(令元法24・旧第34条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5

章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法24・令7法63・一部改正)

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平16法64・一部改正)

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平16法64・平25法72・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

(平16法64・令5法30・一部改正)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(平16法64・追加、平19法113・改称)

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平16法64・追加、平19法113・令5法30・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)

は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平16法64・追加、平19法113・令5法30・一部改正)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平16法64・平19法113・令元法46・令4法52・令5法30・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令4法52・令5法30・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令4法52・一部改正)

(協議会)

第五条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶

者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令5法30・追加)

(秘密保持義務)

第五条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令5法30・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令5法30・追加)

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平16法64・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平16法64・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面

を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平16法64・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平16法64・追加、平26法28・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平16法64・令元法46・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平16法64・追加)

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和4年5月25日)

(法律第52号)

(目的)

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律(昭和41年法律第132号)第2条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問

題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第12条第1項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度

の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

四 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

五 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

六 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

七 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

八 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

九 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

一〇 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

一一 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令4法66(令4法52)・一部改正)

(女性相談支援員)

第11条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項(第四号から第六号までを除く。))並びに第22条第1項及び第2項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

二 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

三 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

二 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和25年法律第204号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必

要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効

果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第二号の一時保護(同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第13条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援

員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第六号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(令4法68(令4法52)・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

二 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の公布の日のいずれか遅い日

(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和4年6月15日)

三 略

四 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日=令和4年6月17日)

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月15日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要

な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4法律68)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第441条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第19条第1項の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第4項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第442条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第443条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和7年6月1日)

一 第509条の規定 公布の日

○埼玉県男女共同参画推進条例

平成 12 年 3 月 24 日
埼玉県条例第 12 号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、この条例を

制定する。

目的

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

定義

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

基本理念

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

県の責務

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

事業者の責務

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

県民の責務

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

性別による権利侵害の禁止

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

公衆に表示する情報に関する留意

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

県の施策等

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう

努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

埼玉県男女共同参画審議会

第10条 埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

総合的な拠点施設の設置

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

基本計画の策定

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」

という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

苦情の処理

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写

しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

年次報告

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況

及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

委任

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

○東松山市男女共同参画推進条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 5 号

すべての人は、性別にかかわらず平等な存在であり、互いの人権を十分に尊重しなければならない。我が国においては、男女共同参画社会基本法により男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけ、男女平等の実現に向け、様々な取組が国際社会の動向と連動しつつ進められてきた。

東松山市においても、男女共同参画社会実現に向け「ひがしまつやま共生プラン」を策定し様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行は根強く存在し、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。このような状況の中で、出産や子育て期における女性の労働力率は、依然として低く、社会の様々な分野での男女間の格差が見られ、ドメスティック・バイオレンス等人権を侵害する社会問題も生じている。

すべての人が自分らしく暮らせる社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に対等に参画し、共にその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現させることが重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成

員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等(配偶者、配偶者であった者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が相手方に対して振るう身体的、精神的及び経済的な暴力をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、ドメスティック・バイオレンスが根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、様々な場面で男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを

旨として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が対等な関係のもとに互いの性を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができることを旨として行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会での動向を十分理解して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、教育に携わる者、国、県及び他の市町村と連携して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる環境づくりに積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、男女

共同参画の推進に配慮した教育を行うように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、男女間におけるあらゆる暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間におけるあらゆる暴力を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(市の施策)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

(2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

(3) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講ぜられるように努めること。

(4) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに類するものをいう。)における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るように努めること。

(5) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに

に、これらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

(6) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めること。

(7) 男女が対等な関係のもとに互いの性に関する正しい知識をもって行動できるように、家庭、学校及び地域の連携による学習機会の充実に努めること。

(8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、第14条第1項の東松山市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第13条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から苦情及び相談の申出を受けたときは、関係する機関及び団体と協力し、適切かつ速やかな措置を講ずるように努めるものとする。

2 市長は、前項の申出を受けた場合、必要があると認めるときは、次条第1項の東松山市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(東松山市男女共同参画審議会)

第14条 市長は、男女共同参画を推進するため、東松山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議する。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。

(3) 前条第2項の規定により意見を求められた場合は、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識及び経験を有する者

(2) 関係団体から選出された者

(3) 公募による市民

4 審議会の男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成18年8月1日から施行する。

(東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年東松山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(東松山市総合福祉センター設置及び管理条例の

一部を改正する条例の一部改正)

3 東松山市総合福祉センター設置及び管理条例
の一部を改正する条例(平成 17 年東松山市条例

第 26 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○東松山市男女共同参画庁内連絡会議設置要綱

平成7年12月8日

決裁

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策について、関係部課等相互の連絡調整及び総合的かつ効果的な対策を推進するため、東松山市男女共同参画庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(連絡会議の所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 男女共生に関する施策(ひがしまつやま共生プランに関する施策を含む。)の総合的企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共生に関する施策について、関係部課等との調整に関すること。
- (3) その他、男女共生に関する施策について必要と認められること。

(連絡会議の組織)

第3条 連絡会議は、委員20人以内をもって組織し、委員は市長が任命する。

- 2 連絡会議に、会長を置く。
- 3 会長は、男女共生推進を所管する部の部長をもって充てる。

(連絡会議の会議)

第4条 連絡会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、男女共生推進を所管する課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成13年3月5日決裁)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日決裁)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月10日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

3 プランの策定経過

年度	月日	会議名等	協議の概要等
6	9月11日～ 9月27日	男女共同参画に関する アンケート調査の実施	・ひがしまつやま共生プランの見直し及び 男女共同参画を推進する上での資料とする ために実施
7	7月7日	第1回男女共同参画審議会	・第5次ひがしまつやま共生プランの 進捗管理について ・第6次ひがしまつやま共生プランの 策定について
	10月31日	男女共同参画庁内連絡会議	・第6次ひがしまつやま共生プラン（案） について
	11月21日	第2回男女共同参画審議会	・第6次ひがしまつやま共生プラン（案） について（諮問）
	1月5日～ 1月26日	パブリックコメント実施	・寄せられた意見（2件）
	2月12日	第3回男女共同参画審議会	・第6次ひがしまつやま共生プラン（案） について（答申）

東松山市男女共同参画審議会委員名簿

委員の任期 令和6年7月1日～令和8年6月30日

氏名	所属・役職	区分	備考
牛久保 菜々子	ハローワーク東松山 所長	1号	副会長 (R7.12.1～R8.6.30)
池田 英樹	川越比企地域振興センター 東松山事務所 担当部長	1号	
矢萩 義則	東松山保健所 副所長	1号	
岡田 雅人	東松山警察署 生活安全課長	1号	
小笠原 泰代	東松山市校長会(青鳥小学校校長)	1号	会長
神戸 考裕	社会教育委員	1号	
大谷 賢市	埼玉弁護士会熊谷支部(弁護士)	1号	
佐藤 美奈	(福)東松山市社会福祉協議会 課長	1号	
飯島 徹	東松山市商工会 理事	2号	
松永 政子	東松山市商工会 理事	2号	
松本 光子 (R6.7.1～R7.11.30)	民生委員・児童委員	2号	副会長 (R6.7.1～R7.11.30)
大竹 真美子 (R7.12.1～R8.6.30)	民生委員・児童委員	2号	
小川 悦子	民生委員・児童委員児童委員	2号	
佐々木 佐智子	東松山さわやかネット連絡会 (東松山市比企女性会 会長)	2号	
小山 謙一	公募による市民	3号	
<p>○委員区分</p> <p>1号委員 知識及び経験を有する者</p> <p>2号委員 関係団体から選出された者</p> <p>3号委員 公募による市民</p>			

— 第6次ひがしまつやま共生プラン —

- ・東松山市男女共同参画基本計画
- ・東松山市女性活躍推進計画
- ・東松山市DV防止基本計画
- ・東松山市困難女性支援基本計画

令和8年3月策定

【編集・発行】

東松山市市民生活部人権市民相談課
〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58
電話 0493-21-1416（直通）